

# 保育所の認可事項の変更の手続き

設置認可を行った保育所が、その内容を変更する場合、児童福祉法施行規則第 37 条第4～6項の規定により県知事に対して届出を行う必要があります。

## 1. 変更の手続きが必要な場合

### (1) 定員の変更

認可を受けた定員の増減又は区分間(2歳未満・2歳以上)で人数を変更する場合。

### (2) 建物その他設備の規模及び構造の変更

保育所を改修、増改築する場合(建物を移転新築する場合も含む)。敷地面積や建物の延べ床面積の変更、設備の面積・位置及び用途の変更の場合。

### (3) 保育所の運営の方法(事業の運営についての重要事項に関する規定)の変更

以下の事項について変更する場合。

項目	内容
ア 施設の目的及び運営の方針	運営規程に定める保育所の目的、運営方針
イ 提供する特定教育保育の内容	運営規程に定める保育内容
ウ 職員の職種及び職務の内容	運営規程に定める職員の職種、人数、職務内容
エ 保育の提供を行う日、時間、及び提供を行わない日	保育所の休園日、保育する時間
オ 保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額	保護者から受領する費用(給食費、延長保育料等)の種類、理由、金額
カ 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員	0歳児、1～2歳児、3歳以上児ごとに設定している利用定員
キ 施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(選考方法を含む)	入園・退園に関する事項、利用にあたっての留意事項
ク 緊急時等における対応方法	事故や怪我、不審者侵入の際の対応方法
ケ 非常災害対策	地震、火事、水害等自然災害への対策
コ 虐待防止のための措置に関する事項	保育所における虐待防止、家庭での虐待が疑われる場合の対策
サ その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	その他運営規程に定める重要事項

### (4) 経営の責任者の変更

設置主体である法人の代表者を変更する場合

### (5) 施設長等(福祉の実務に当たる幹部職員)の変更

施設長等を変更する場合

#### (6) 設置主体の法人格を変更する場合

設置主体の法人格を変更(NPO 法人から社会福祉法人になる等)する場合。法人の合併、事業譲渡等により設置法人が別法人へ変更になる場合は、新たな認可申請が必要。

#### (7) 保育所の名称の変更

保育所の名称を変更する場合

#### (8) 保育所の所在地の変更(地番変更)

保育所の所在地(移設等ではなく住居表示の実施等による所在地の表示変更)が変更となる場合。施設を移転し改築する場合は(2)に該当。

#### (9) 分園の設置・廃止

分園を設置または廃止する場合

## 2. 変更届の手続きと提出書類

児童福祉施設(保育所)の変更届出書(様式第26号)に必要な書類を添付し、施設の所在する市町村を経由して提出します。

### (1) 添付書類

変更届に添付する書類は以下のとおりです。

変更事項	必要書類
定員の変更	ア 私立の場合は理事会議事録、公立の場合は条例の写し イ 運営規定 ウ 最低基準調書(保育所の定員増の変更の場合のみ)
建物その他設備の規模及び構造の変更	ア 私立の場合は理事会議事録 イ 建物の平面図・立面図(設備の変更の場合を除く。) ウ 登記事項証明書、賃貸借契約書等、権利関係を明らかにできる書類(設備の変更の場合を除く。) エ 最低基準調書
運営の方法の変更 (運営規程に定める重要事項の変更)	ア 私立の場合は理事会議事録、公立の場合は条例の写し イ 運営規程(変更前後の内容が分かるもの) ウ 最低基準調書(保育所の定員増の変更の場合のみ。)
経営の責任者の変更	ア 私立の場合は理事会議事録 イ 経営責任者(幹部職員)の履歴書、就任承諾書、役員名簿 ウ 私立の場合は児童福祉法第35条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書
施設長等(福祉の実務に当たる幹部職員)の変更	ア 私立の場合は理事会議事録 イ 新施設長の履歴書、就任承諾書(公立の場合は辞令の写し)・有資格者の場合は資格証明書、職員一覧表

	ウ 私立の場合は児童福祉法第 35 条第 5 項第 4 号の規定に該当しない旨の誓約書
設置主体の法人格の変更	ア 理事会議事録 イ 法人登記事項証明 ウ 変更後の運営方法に関する規則等 エ 定款(寄付行為)、その他規約
保育所の名称の変更	ア 私立の場合は理事会議事録、公立の場合は条例の写し イ 定款(寄付行為)、その他規約
保育所の所在地の変更	ア 私立の場合は理事会議事録、公立の場合は条例の写し イ 所在地の新表記を明らかにする書類
分園の設置	ア 私立の場合は理事会議事録、公立の場合は条例の写し イ 建物の平面図・立面図 ウ 登記事項証明書、賃貸借契約書等、権利関係を明らかにできる書類 ウ 中心園と分園の位置関係、距離、所要時間等を確認できる資料 イ 運営規定 エ 最低基準調書
分園の廃止	ア 私立の場合は理事会議事録、公立の場合は条例の写し イ 運営規程

## (2)変更届の提出時期

変更届は内容により提出時期が次のように定められています。

変更内容	提出時期
定員の変更 建物その他設備の規模及び構造の変更 運営の方法の変更 施設長等の変更 経営責任者の変更 分園の設置・廃止	変更予定日まで
設置主体の法人格の変更 施設の名称の変更 施設の所在地の変更(地番変更)	変更があった日から 1 ヶ月以内